

美濃加茂市スポーツ協会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、美濃加茂市スポーツ協会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、美濃加茂市市民協働部スポーツ振興課に置く。

(目的)

第3条 本会は、スポーツを普及・振興して、市民の体力向上とスポーツ精神を養うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ基本方針の審査確立に関すること。
- (2) 各種スポーツ大会（予選会）の開催及び参加に関すること。
- (3) 加盟団体の強化発展と相互の連絡融和に関すること。
- (4) スポーツに関する講習会・講演会等の開催に関すること。
- (5) スポーツ振興について、市当局・学校・体育振興会等との協力に関すること。
- (6) スポーツ施設の計画的実施の促進に関すること。
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(組織)

第5条 本会は、市内における次の団体をもって組織する。

- (1) 市内を総括する各種目別アマチュアスポーツ団体
- (2) 市内を総括する各階層のスポーツ団体
- (3) 市内の学校、スポーツ団体。ただし、競技スポーツでない団体は、準加盟団体とし、本会の負担金の徴収及び事業補助団体等の交付は、行わないものとする。

(加盟及び脱退)

第6条 前条のスポーツ団体（以下「加盟団体」という。）は、理事会の承認を経て加盟する。

第7条 本会の加盟団体が、第5条に掲げる資格を失ったとき、または本会の加盟団体として不適当と認めたときは、理事会の決議を経て脱退することができる。

(会計)

第8条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 会費及び分担金
- (2) 寄付金及び補助金
- (3) その他の収入金

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10条 本会の予算は、毎会計年度ごと理事会の承認を経なければならない。決算は、その会計年度の終了後に理事会の承認を経なければならない。

(役員及び係員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 1名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 監事 2名

第12条 会長及び副会長は、理事会において選出する。

2 会長は、本会を代表し会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐して、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第13条 理事長及び副理事長は理事会で互選する。

2 理事長は、理事会の会務を執行し、理事会の議長となる。

3 副理事長は、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

第14条 加盟団体は、毎年度始めにそれぞれ1名の理事を選出する。

2 会長は、理事会に諮って若干名の常任理事を委嘱することができる。

第15条 監事は、会長が理事会に諮って委嘱し、会計を監査する。

第16条 本会に事務局長（以下「局長」という。）及び係員を置く。

2 局長及び係員は、会長が委嘱する。

3 局長及び係員は、会長の指示を受け、庶務並びに会計の事務に従事する。

4 局長及び係員は、市の関係職員に委嘱することができる。

第17条 会長は、スポーツ功労者及び学識経験者のうちから、名誉会長・顧問及び参与を理事会の承認を得て委嘱することができる。

第18条 会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員の任期が満了しても、後任者が就任するまでその職務を行う。

（会議）

第19条 役員会は、会長・副会長・理事長及び副理事長をもって組織する。

2 役員会は、会長が必要に応じて招集することができる。

第20条 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長及び常任理事をもって組織する。

2 常任理事会は、会長が必要に応じて招集することができる。

第21条 理事会は、本会の議決機関であり、次の議事を審議する。

(1) 予算及び決算に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 役員選出に関すること。

(4) 規約の改正に関すること。

(5) その他重要な事項に関すること。

2 顧問及び参与は、理事会に出席して意見を述べることはできるが、議決権は持たない。

第22条 理事会は、会長が招集する。

第23条 理事会は、理事（代理者を含む。）の三分の二以上が出席しなければ開会できない。

第24条 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

（賛助会員）

第25条 会長は、理事会に諮って本会に賛助会員を設けることができる。

2 賛助会員とは、本会の趣旨に賛同して入会した法人会員及び個人会員をいう。

3 賛助会員は、次の事項をうけることができる。

（1）本会主催の主要競技会への招待

（2）本会発行の広報紙等の配布

4 賛助会員の会費は、次に掲げる金額とする。

（1）法人会員 1口 30,000 円

（2）個人会員 1口 10,000 円

（雑則）

第26条 本会の目的を達するに必要な細則は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

附 則

昭和33年 6月10日 制定

昭和37年 4月26日 一部改正

昭和39年 3月30日 一部改正

昭和49年 9月21日 一部改正

昭和60年 4月19日 一部改正

平成 2年 2月 5日 一部改正

平成 3年 4月19日 一部改正

平成17年 3月23日 一部改正

平成20年 4月27日 一部改正

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。